

刑 事 訴 訟 法

(50 点)

甲社の経理部長として、同社の資金の調達運用、金銭の出納保管等の業務に従事していたXは、自宅マンションのローンの返済費用に充てるため、甲社のため業務上預かり保管中の現金計500万円を着服して横領したとして、業務上横領の罪で起訴された。公判において、甲社の経理部の従業員Aが証人として尋問を受けたが、Aは「自分はX部長が会社のお金を着服していたなどということは全く知りませんでした。上司として尊敬していましたし、横領するなんて信じられません。」と証言した。そこで、検察官は、Aが捜査段階において参考人として取調べを受けた際に行った供述が録取された調書1通を、証拠調請求しようと考えている。同調書には、Aが「私は1年くらい前からX部長が会社のお金を少しずつ着服しているのに気づいていました。不可解な帳簿の書換えを指示されることが時々あったからです。でも、厳しい上司なので、指示に従うしかありませんでした。」と供述した旨が記載されている。

(問) Aが上記の調書に記載された供述を行ったのが、警察官による取調べにおいてであった場合と、検察官による取調べにおいてであった場合のそれぞれについて、公判で検察官が同調書をどのような立証趣旨により証拠調請求することが考えられるかを検討した上、同調書に証拠能力が認められるための要件について論じなさい。